

# 四街道市第7回農業委員会議事録

令和3年10月8日(金)

## 第7回農業委員会総会会議次第

日時： 令和3年10月 8日

午後 2時00分より

場所： 福祉センター3階第1会議室

### 1. 開 会

### 2. 会長挨拶

### 3. 議事録署名委員の指名

6番 佐藤 慎一 委員

7番 小金井 貞夫 委員

### 4. 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について

議案第3号 令和3年度第7次農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第4号 令和3年度第1次農用地利用集積計画（一括方式）（案）の決定について

議案第5号 生産緑地に係る農業従事者証明について

議案第6号 特定都市農地貸付けの承認申請について

協議報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

協議報告第4号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について

協議報告第5号 農地法第4条許可に伴う工事の完了報告について

協議報告第6号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について

協議報告第7号 転用事実確認証明願に対する専決処分について（第4条）

協議報告第8号 転用事実確認証明願に対する専決処分について（第5条）

協議報告第9号 相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について

### 5. そ の 他

### 6. 閉 会

出席委員（13名）議席順

1番 中村 礼奈	2番 永野 久雄
3番 中村 永治	5番 細野 裕樹
6番 佐藤 慎一	7番 小金井 貞夫
8番 江原 清	9番 佐藤 由美子
10番 三石 浩	11番 海保 芳久
12番 井岡 信夫	13番 林田 静治
15番 橋本 豊	

欠席委員（1名）議席順

14番 岡田 英明

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	仲田 鋼太
局長補佐	渡辺 弘之
主任主事	酒井 哲也
主事	遅澤 瑞希

# 令和3年度第7回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和3年10月8日（金）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階 第1会議室

## 1. 開 会

○議 長（江原会長） 令和3年度第7回定例農業委員会総会を開会いたします。

## 2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

○議 長 本日の出席委員は13名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、会議の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は6番佐藤慎一委員、7番小金井委員お願いいたします。

本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

## 3. 議 事

○議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について、整理番号1項についてご説明いたします。

譲受人は市内亀崎に居住しており、近接地に農地を所有しています。購入により新たに田687平方メートルの所有権を移転するという申請です。

譲受人は、妻と2人で耕作するもので、夫婦とも農業歴40年のベテランで、すでに11,762平方メートルの田と3,426平方メートルの畑を耕作しています。田植機・コンバイン・トラクターを所有しており全部耕作要件は満たしております。

位置につきましては、27ページ及び28ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきましては、去る10月1日に第1班による事前調査会が行なわれております。

案件は班長の林田委員の担当となりますので、一括して説明をお願いいたします。

○**林田委員** 13番林田です。10月1日に事前調査会を開催しています。議案第1号整理番号1項につきましては、事務局より詳細な説明のとおりです。地元委員として付け加えると、譲渡人は農業をしていた母親が亡くなったことで、今後農業を継続することができないと判断し、隣接耕作者である譲受人に農地を買ってもらうための3条の許可申請です。第1班としては、許可相当と判断しました。

○**議長** 議案第1号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○**議長** 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第1号整理番号1項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○**議長** 全員賛成ですので、議案第1号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○**議長** 次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」の整理番号2項から9項まで及び議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項から4項までは関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○**議長** 異議なしと認め、一括議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 整理番号2項から5ページの9項まで及び、6ページの議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について、整理番号1項から7ページの4項までは関連がありますので、一括して説明いたします。

本件は、令和2年10月28日より1年間の一時転用が許可されている、営農型太陽光発電施設の更新申請です。

議案第1号の整理番号2項から5項までの3条につきましては、今回3回目の申請で、地権者4名のうち1名が平成29年8月1日に農地所有適格法人を設立し、当該法人に地権者4名が使用貸借権を設定し農地を貸し付ける為、申請が提出されたものです。

また、議案第1号の整理番号6項から9項までの3条につきましては、前回申請と同様に畑の上部にパネルを設置するために地上権を設定しなければならないことから、申請が提出され

たものです。

また、議案第2号の整理番号1項から4項までの5条につきましては、前回申請と同様にパネルを支える支柱及び変電施設などの設置の為、申請が提出されたものです。

申請地につきましては、農業振興地域内の10ヘクタール以上の農地が連担されているところですので、第1種農地と判断される所であり、例外を除いて転用できない農地ですが、農地法施行令第11条第1項のイにおいて「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供されるために行うもの」という規定及び農林水産省農村振興局長の通達により、農地に支柱を立てて営農を継続しながら上部空間に太陽光発電施設を設置する場合には、一時転用の許可が必要となるということから、例外規定の適用になると考えられ、一時転用が可能と判断される所です。

なお、この一時転用の期限は、作付したブルーベリーの単収が地域の平均的単収と比べて2割以上減少しているため、今回も前回同様1年間の一時転用となります。

次に、土地利用計画については、前回同様で議案第1号は、15筆で19,964平方メートル、議案第2号につきましては、太陽光発電施設の支柱及び変電施設等のみの一時転用のため、面積が65.58平方メートルです。なお支柱が2,060本、パネル数は6,972枚設置してあり、発電量は1,812.72キロワットです。設備認定につきましては平成27年12月に譲受人に認定がされております。

資金、信用、他法令関係につきましては前回同様で問題無いと思われれます。

位置につきましては29ページ及び30ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○**議 長** 議案第1号整理番号2項から9項まで及び議案第2号整理番号1項から4項までにつきまして、去る10月1日に第1班による事前調査会が行われております。

班長の林田委員、説明をお願いします。

○**林田委員** 13番林田です。議案第1号整理番号2項から9項まで及び議案第2号整理番号1項から4項までにつきましては、事務局からの詳細な説明のとおりです。第1班としては、許可相当と判断しました。詳細につきましては、地元委員より説明をお願いします。

○**議 長** 地区担当の永野委員、説明をお願いします。

○**永野委員** 2番永野です。地元委員の意見を述べさせていただきます。当初ラッキョウを作るという事で第1種農地に営農型太陽光発電を設置しましたが、計画どおりにいかず断念し、新たにブルーベリーを作って3年目になります。最初1,800本の苗木を植え、今年800本、合計2,600本を植え付けました。太陽光パネルの下で多少日当たりが悪くてもいいというブルーベリーですが、まだ植え付けをして3年目という事で当初の計画から大幅に少ない10～20キログラムの収量しか見込めないという事です。

代表者からは、水はけや肥料の改善を行っている等頑張りながら、営農型太陽光を成功させたいとの事です。本年度は申請どおり許可相当で宜しいのではないかと、地元委員として思い

ます。

○議 長 議案第1号整理番号2項から9項まで及び議案第2号整理番号1項から4項までにつきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等がございますか。

○議 長 橋本委員。

○橋本委員 この件については、単収要件を満たすにはどのくらいかかる見込みですか。

○議 長 永野委員。

○永野委員 2番永野です。しっかり実が生るためには4～5年はかかると思われま。今年で3年目、追加で800本を植えたことを考えれば、最低でもあと3～4年はかかるのかなと思われま。その時点で評価がどうなるのか。我々農業委員としても注視すべき事項ではあつても、努力は買う必要はあると思いま。

○議 長 細野委員。

○細野委員 地上権の設定というのは、いつまでですか。

○事務局 設定期間は20年です。

○議 長 橋本委員。

○橋本委員 15番橋本です。当市においては、広大に広がった田んぼはあまりなく、農業が栄えている地域は少ないと思。本案件のようなものもある程度見ていかないと農地を維持していくのは難しいという感じがしま。

○議 長 他に質問がございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

採決については、議案第1号整理番号2項から9項までの3条許可は、議案第2号整理番号1項から4項までの5条許可後とされることに賛成の方の挙手を求めま。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、5条許可後に3条許可する事につきましては、可決いたします。

○議 長 はじめに、議案第2号整理番号1項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議 長 続けて採決を行います。

議案第2号整理番号2項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号2項につきましては、可決いたします。

○議 長 議案第2号整理番号3項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号3項につきましては、可決いたします。

○議 長 議案第2号整理番号4項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号4項につきましては、可決いたします。

○議 長 議案第1号整理番号2項につきまして、許可として賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号2項につきましては、可決いたします。

○議 長 議案第1号整理番号3項につきまして、許可として賛成の方の挙手を求めます。



(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号3項につきましては、可決いたします。

○議長 議案第1号整理番号4項につきまして、許可として賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号4項につきましては、可決いたします。

○議長 議案第1号整理番号5項につきまして、許可として賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号5項につきましては、可決いたします。

○議長 議案第1号整理番号6項につきまして、許可として賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号6項につきましては、可決いたします。

○議長 議案第1号整理番号7項につきまして、許可として賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号7項につきましては、可決いたします。

○議長 議案第1号整理番号8項につきまして、許可として賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号8項につきましては、可決いたします。

○議長 議案第1号整理番号9項につきまして、許可として賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号9項につきましては、可決いたします。

○**議 長** 次に、議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 8ページをお開き下さい。

議案第3号 令和3年度第7次農用地利用集積計画（案）の決定について、四街道市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和3年度第7次農用地利用集積計画（案）の決定を求められたものです。

9ページをお開き下さい。

令和3年度第7次農用地利用集積計画（案）です。今回は、新規2件となります。また、借受者は、1人です。

番号1につきましては、山梨の畑5筆で新規、利用権は賃借、終期は令和9年10月31日となります。

番号2につきましては、上野の畑1筆で新規、利用権は賃借、終期は令和9年10月31日となります。

10ページは、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 議案第3号につきまして、事務局から説明がありました。  
質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○**議 長** 質問が無いようですので、採決を行います。  
議案第3号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○**議 長** 全員賛成ですので、議案第3号につきましては可決いたします。

○**議 長** 次に、議案第4号「農用地利用集積計画（一括方式）（案）の決定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 11ページをお開き下さい。

議案第4号 令和3年度第1次農用地利用集積計画（一括方式）（案）の決定について、四街道市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和3年度第1次農地利用集積計画一括方式（案）の決定を求められたものです。

この一括方式は、農地バンクの事務手続の簡素化と期間の短縮を図るため、令和元年11月

1日より農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用配分計画(案)ではなく農地利用集積計画一括方式(案)に基づき、農地中間管理機構が農地を地主から借り受け、耕作者に転貸できることとなったものです。

12ページをお開き下さい。

令和3年度第1次農用地利用集積計画一括方式(案)です。今回は、1件で、権利を設定する者1人、転貸を行う者1法人、転貸を受ける者1人になります。

番号1は、鹿放ヶ丘の畑4筆で、利用権は賃借、終期は令和8年10月31日となります。13ページをお開きください。転貸を受ける者の農業経営の状況等です。内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 議案第4号につきまして、事務局から説明がありました。  
質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、採決を行います。  
議案第4号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号につきましては可決いたします。

○議長 次に、議案第5号「生産緑地に係る農業従事者証明について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第5号 生産緑地に係る農業従事者証明について、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いの提出があったので、証明について審議を求められたものです。

この証明願いは、生産緑地法第10条の規定に基づき、生産緑地の買い取りの申し出を行う際に、農業の主たる従事者であることの証明書を添付する必要があるため申請されたものです。

証明願いの提出者は、鹿渡に住所を有する方で、主たる従事者は申出者の妻です。当該生産緑地は、四街道高等学校裏手のさちが丘に隣接した農地です。主たる従事者の死亡により、農業を継続することができないとのことでした。

内容は、記載のとおりです。位置につきましては、31ページ及び32ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議長 議案第5号整理番号1項につきまして、事務局から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第5号整理番号1項につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号整理番号1項につきましては可決いたします。

○議長 次に、議案第6号 特定都市農地貸付けの承認申請について、整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 15ページをお開き下さい。

議案第6号 特定都市農地貸付けの承認申請について、特定都市農地貸付けの承認申請書の提出があったので、承認について審議を求められたものです。

この承認申請は、都市農地の賃借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定都市農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づきされたものです。承認申請書の提出者は、当該土地の所有者で、所有権に基づき市民農園を開設するため申請されたものです。

ここで承認の基準に関してですが、配布した資料の「2.農業委員会の承認基準」の①～⑤のとおりとなっております。ここで承認基準を再度説明いたします。

1点目は、周辺農地から見て該当農地が適正な位置にあり、かつ妥当な規模を超えないものであることです。

2点目は、利用者の募集方法及び選考方法が公平かつ適正であることです。

3点目は、貸付規定に定める事項が本特定(都市)農地貸付の適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであることです。

4点目は、申請農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されていないこと、すなわち小作地でないことです。

5、貸付協定の内容が妥当であることです。

次に、申請内容につきましては、申請地は生産緑地の指定を受けている農地3,252平方メートルで、区画数は55区画、貸付面積は一区画当たり60平方メートルです。利用者への貸付期間は5年で賃料は年間15,000円、選考方法は一般公募です。また、四街道市長とはすでに特定貸付協定が締結されています。

内容は、記載のとおりです。位置につきましては、31ページ及び33ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第6号整理番号1項につきまして、事務局から説明がありました。質問等はございますか。

○議 長 海保委員。

○海保委員 11番海保です。灌水等の施設的な要件はあるのですか。

○事務局 特にその様な要件はありません。今回の場所には水道が2本引かれ利用可能です。

○議 長 細野委員。

○細野委員 固定資産税の捉え方はどのようになるのか。合計賃料から固定資産税を支払った残りを考えると、手間の割に合わないなどの印象を受けますがどうですか。

○事務局 該当の土地は生産緑地の指定を受けているため、固定資産税は宅地並み課税ではなく農地評価・農地課税になっています。

○細野委員 市民農園も人気のある所とない所があります。ここは場所的にそんなに心配はいらないとは思いますが、例えばこれが借りる人が少なく虫食いだったらどうなりますか。

○事務局 それは考えられるが、四街道市には農業に興味を持った市民も多くいます。60平方メートルぐらいであれば仮に虫食いが出たとしても、他の市民が借りたり、すでに借りている人の拡張も考えられるのではと思っています。

○議 長 海保委員。

○海保委員 賃料年間1万5千円の根拠はあるのですか。

○事務局 市産業振興課が行っている、3箇所かある市民農園は1区画30平方メートルで1万円です。今回は60平方メートルなので、賃料は安く抑えられ妥当と考えられます。

○議 長 他に質問はございますか、質問が無いようですので、採決を行います。議案第6号整理番号1項につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第6号整理番号1項につきましては可決いたします。

○議 長 次に協議報告に入ります。協議報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定によ

る転用届出に対する専決処分について」  
事務局の説明をお願いします。

○事務局 16ページをお開き下さい。

協議報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項から2項までの2件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者が自ら農地を、専用住宅2件に転用するという届け出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 17ページをお開き下さい。

協議報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項から19ページの整理番号9項までの9件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、所有権の移転を受けて専用住宅に転用するという届け出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 20ページをお開き下さい。

協議報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、解約の通知がありましたので、報告いたします。

解約の理由につきましては、借主の都合によるものです。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第4号「農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 21ページをお開き下さい。

協議報告第4号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について、千葉地方法務局より農地の転用事実に関する照会があったので、現地調査を行い、調査の結果を回答したので報告いたします。

整理番号1項及び2項につきましては、すでに農地法第5条の届け出がされている土地であるので、非農地と回答いたしました。

整理番号3項は、9月6日に橋本委員と事務局で現地確認し、非農地と回答いたしました。

整理番号4項は、9月17日に江原会長と事務局で現地確認し、農地と回答いたしました。内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第5号「農地法第4条許可に伴う工事の完了報告について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 22ページをお開き下さい。

協議報告第5号 農地法第4条許可に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出がありましたのでご報告いたします。

整理番号1項の鹿放ヶ丘の長屋住宅(2棟)への転用につきましては、9月7日に佐藤慎一委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了されておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第6号「農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 23ページをお開き下さい。

協議報告第6号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出がありましたのでご報告致します。

整理番号1項の車両置場への転用につきましては、9月10日に江原会長と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第7号「転用事実確認証明願に対する専決処分について(第4条)」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 24ページをお開き下さい。

協議報告第7号 転用事実確認証明願に対する専決処分について、農地法第4条の許可処分に対する転用事実確認証明願の提出があったのでご報告致します。

22ページの協議報告第5号と同じ物件です。

内容は、記載のとおりです。  
説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第8号「転用事実確認証明願に対する専決処分について（第5条）」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 25ページをお開き下さい。

協議報告第8号 転用事実確認証明願に対する専決処分について、農地法第5条の許可処分に対する転用事実確認証明願の提出があったのでご報告致します。

整理番号1項は、鹿放ヶ丘の車両置場で、9月22日に佐藤慎一委員と事務局で現地を確認しております。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第9号「相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 26ページをお開き下さい。

協議報告第9号 相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について、相続者から相続税の納税猶予の適用を受けている農地等に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願いがあったので現地確認を行い証明書を発行いたしました。

整理番号1の和良比の畑3筆の8、279.74平方メートルにつきましては、9月22日に小金井職務代理者と事務局で現地調査を行い、自ら農地として利用していることを確認いたしました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 協議報告第1号から第9号について、事務局から説明がありました。  
質問はございますか。

(質問・意見なし)

○**議 長** 質問が無いようですので、協議報告第1号から第9号は、終了いたします。

#### 4. その他

○**議 長** 次に、その他に入ります。委員から何かございますか。

○**議 長** 事務局から何かありますか。



○議 長 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

11月の開催予定については、事前調査会が11月1日の月曜日に、第2班の委員にお願いします。また、総会が11月8日の月曜日の午後2時から、場所は福祉センター3階第1会議室です。

農地相談日は11月1日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたらお願いします。

## 5. 閉 会

○議 長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので会議を閉会いたします。

閉会午後2時54分

令和3年10月 8日

農業委員会長

⑩

議事録署名委員

6番

⑩

7番

⑩